

県 政 協 議 会

令和五年十月十六日(月)

午前十時

- 一、令和四年度一般会計の決算状況について
- 二、令和四年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
- 三、ツキノワグマによる被害対策について
- 四、その他

令和4年度一般会計の決算状況について

令和5年10月16日
出 納 局

1 歳 入

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度増減額
予算現額 (A)	7,567億 3,805万円	7,624億 3,861万円	▲57億 56万円
決算額 (B)	6,746億 7,147万円	6,968億 7,441万円	▲222億 294万円
予算現額に対する 増減額 (B-A)	▲820億 6,658万円	▲655億 6,420万円	▲165億 238万円

2 歳 出

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度増減額
予算現額 (a)	7,567億 3,805万円	7,624億 3,861万円	▲57億 56万円
決算額 (b)	6,564億 6,918万円	6,725億 5,583万円	▲160億 8,666万円
翌年度繰越額 (c)	764億 5,642万円	701億 4,514万円	63億 1,129万円
不用額 (a-b-c)	238億 1,245万円	197億 3,764万円	40億 7,481万円

3 実質収支等

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度増減額
① 歳入歳出差引額 (B-b)	182億 229万円	243億 1,858万円	▲61億 1,628万円
② 翌年度へ繰越すべ き財源	38億 14万円	79億 5,385万円	▲41億 5,370万円
③ 実質収支額 ①-②	144億 215万円	163億 6,473万円	▲19億 6,258万円
④ 前年度実質収支額	163億 6,473万円	132億 3,647万円	31億 2,826万円
⑤ 単年度収支額 ③-④	▲19億 6,258万円	31億 2,826万円	▲50億 9,084万円

※端数処理の関係で不具合がある。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率・
資金不足比率について

令和5年10月16日
総務部

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		R4決算	R3決算	R4-R3
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率（※3カ年平均）	15.3% (44位)	14.9% (43位)	0.4%
	将来負担比率	244.6% (42位)	229.9% (41位)	14.7%
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は3カ年の平均値

R4決算：15.3%（R4：14.0%、R3：17.8%、R2：14.2%の平均値）

R3決算：14.9%（R3：17.8%、R2：14.2%、R元：12.9%の平均値）

※（ ）内は全国順位

-1-

〔参考〕早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質赤字比率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか6会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

※地方債の許可基準・・・実質公債費比率が18%以上である場合には、「公債費負担適正化計画」を定め、地方債の発行に当たり総務大臣の許可を得なければなりません。

-2-

ツキノワグマによる被害対策について

令和5年10月16日
生活環境部

今年度、ツキノワグマの目撃件数が非常に多く、9月以降人身被害が急増し、10月に入っても継続的に被害が発生していることから、緊急的な対応が必要な状況となっている。

1 被害の現状

(単位:件、頭、人)

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5 (10/9現在)
目撃件数	672	931	864	730	1,785
捕獲頭数	584	659	688	442	1,030
被害者数	16	9	12	6	39
うち死亡	0	1	0	1	0

※被害者数は10/12現在

2 これまでの対応

- 9月11日 ツキノワグマ被害緊急対策会議を開催
市町村等に対し、捕獲の促進と県民一人ひとりが自衛意識を高めるよう強い注意喚起を要請。
- 9月19日 クマ遭遇時の対処方法を掲載したチラシの配布
対策会議開催後も人身被害が続いたことから、市町村を通じてチラシを配布し、自衛方法を周知。
- 10月2日 宿泊・観光施設等を通じた注意喚起
秋の行楽シーズンを迎えることから、関係機関と連携し、観光協会、宿泊・観光施設などに注意喚起を依頼。

- 1 -

3 緊急対策の実施

- (1) 県民への注意喚起の強化
今般の人身被害の状況を踏まえ、新聞広告やテレビ・ラジオCMによる集中的な注意喚起を実施。
- (2) 鳥獣被害対策実施隊の継続的活動支援
例年以上の捕獲頭数により、市町村において有害捕獲を担う実施隊員の負担が大きくなっていることから、捕獲頭数に応じた慰労金の緊急的支給など、実施隊の継続的活動支援を検討。
(慰労金は、1頭当たり5,000円程度の支給を予定)
- (3) 市町村への要請
国の支援制度を積極的に活用して、実施隊員報酬の引き上げなどを行うよう、県・市町村協働政策会議で要請。
- (4) 国への要望
住居が集合している地域等にクマが出没する事例が多発していることから、現場の状況に応じた適切な方法で有害鳥獣捕獲を実施できるよう、麻醉銃猟にかかる規制の見直しを要望。

- 2 -